

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		児童手当受給者情報	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		子ども若者部子ども政策課	
個人情報ファイルの利用目的		児童手当支給事務を円滑に行い、適正に支給するため。	
記録項目		1 受給者の情報（氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別、個人番号、宛名番号、電話番号、続柄、配偶者の有無、口座情報、住民税情報、年金情報等） 2 配偶者の情報（氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別、個人番号、宛名番号、続柄、住民税情報等） 3 児童の情報（氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別、個人番号、宛名番号、続柄等） 4 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別、個人番号、宛名番号、続柄、職業等） 5 支給に関する情報（月分ごとの支給額、支給日、申出徴収額、過払額、公金受取口座への支給希望の有無等）	
記録範囲		受給者、配偶者、児童、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、その他世帯員	
記録情報の収集方法		情報連携・庁内連携、本人から収集、公用請求等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		情報提供ネットワークシステム（情報連携）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）	小田原市総務部総務課（行政情報センター）	
	（所在地）	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	